

## 農協改革について

平成30年 4月現在

農協改革の内容 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂）	現 状																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">農協改革の目的は、農業・農村の発展</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須</li> <li>・ また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにすることも必要</li> <li>・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要</li> <li>・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>1 単位農協のあり方</b></p> <p>（1）単位農協は、農産物の有利販売（それと結びついた営農指導）と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。</p> </div>	<p>○ 農協の自己改革の取組状況について、農協・農業者を対象とした調査を平成28年度・平成29年度に実施し、昨年7月に公表（農協・農業者双方とも「具体的取組を開始した」との回答が平成28年度に比べ増加したが、農協と農業者の評価に一定の差がある）。本年度も調査を実施し、集計が終わり次第公表（本年6月頃）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">回答者</th> <th style="width: 20%;">平成28年度</th> <th style="width: 20%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農産物販売事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの</td> <td>総合農協</td> <td style="text-align: center;">68.0%</td> <td style="text-align: center;">87.7%</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td style="text-align: center;">25.6%</td> <td style="text-align: center;">32.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生産資材購買事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの</td> <td>総合農協</td> <td style="text-align: center;">65.5%</td> <td style="text-align: center;">88.3%</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td style="text-align: center;">24.0%</td> <td style="text-align: center;">34.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、「組合員と徹底した話し合いを進めている」と回答したもの</td> <td>総合農協</td> <td style="text-align: center;">48.9%</td> <td style="text-align: center;">76.6%</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td style="text-align: center;">21.9%</td> <td style="text-align: center;">30.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回答者	平成28年度	平成29年度	農産物販売事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	68.0%	87.7%	農業者	25.6%	32.2%	生産資材購買事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	65.5%	88.3%	農業者	24.0%	34.1%	農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、「組合員と徹底した話し合いを進めている」と回答したもの	総合農協	48.9%	76.6%	農業者	21.9%	30.6%
区分	回答者	平成28年度	平成29年度																							
農産物販売事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	68.0%	87.7%																							
	農業者	25.6%	32.2%																							
生産資材購買事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	65.5%	88.3%																							
	農業者	24.0%	34.1%																							
農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、「組合員と徹底した話し合いを進めている」と回答したもの	総合農協	48.9%	76.6%																							
	農業者	21.9%	30.6%																							
<p>○ 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。</p> <p>○ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して（価格及び品質）、最も有利なところから調達する。</p>																										

- 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。  
 その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。
  - ・ このため、既にJAバンク法に規定されている方式（単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相応の手数料等を支払う方式）の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。
  - ・ 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リスクは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。

- 農林中金及び信連は、本年3月末までに代理店方式の説明及び手数料水準の提示を全47都道府県域で実施。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂以降現在までの実績は3農協。
- 全共連は、事務・電算システムの見直し等による農協の事務負担軽減策を公表（平成26年7月）。

- 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにするため、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとするとともに、理事の交替に際しても、経営を継続的に発展させていけるよう十分留意する。

また、女性・青年役員を積極的に登用する。

**改正農協法で措置**（30条）

- 平成31年4月以降最初に招集される総会后より適用。各農協で役員改選期にあわせ順次対応中。

措置済の農協数（平成29年12月）	529農協（660農協の80.2%）
-------------------	--------------------

**改正農協法で措置**（30条）

- 総合農協の理事等に占める女性の割合は8.5%（平成27事業年度）と年々増加（平成25事業年度7.2%、平成26事業年度8.0%）。  
 また、理事等に占める青年（45歳以下）の割合は1.6%（平成28事業年度）。

- （2）各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要がある。

- 成果を出している農協の優良事例を公表（昨年7月）。本年度も公表予定（夏頃）。

- 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。

**改正農協法で措置**（7条）

前掲（1（1）参照）

- 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、JAバンク法に基づき農林中金が単位農協に対して的確な指導を行う。

(3) 単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。

その際、単位農協が實際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。

- 必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

- このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

**改正農協法で措置**（10条の2：利用強制の禁止）

- 農水省は平成27年9月に農協改革に関する相談窓口を設置（本年3月末までの相談件数28件）。公取委は平成28年4月に農業分野の独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口を設置（昨年3月末までの情報提供数68件）。  
農水省と公取委が独占禁止法の遵守に向けた合同説明会を全国12ヶ所で開催（平成28年度）したほか、各都道府県農協担当者会議でも合同で説明（本年4月）。
- 農林中金は、JAバンク基本方針に基づき財務面及び態勢面に経営課題のある農協を格付し、経営改善を指導。
- 農水省も、毎年、全領域の全信連・農協の経営状況等についてヒアリングを行い、課題のある農協等の改善に向けた指導を実施。

**改正農協法で措置**（70条の3、73条の2）

- 10専門農協と1専門連が株式会社へ、2専門農協と1専門連が一般社団法人へ組織変更済。総合農協の組織分割の実績はなし（信用・共済事業は組織分割できる事業の対象外）。

- 准組合員の事業利用について、改正農協法の施行日（平成28年4月1日）から5年間利用実態調査を実施。初年度（平成28年度）は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。本年1月より、マニュアルに基づき調査を開始。

- 正組合員、准組合員、員外者別の利用状況について、
- ① 信用事業・共済事業については、電算システムにより把握、
  - ② 購買事業については、総合ポイントシステム、電算システム、アンケート調査により把握。

## 2 連合会・中央会のあり方

連合会・中央会は、1を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す必要がある。

(1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。

- 全農・経済連は、
  - ・ 単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。
  - ・ 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委ねる。
  - ・ その他、農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資する経済活動（投資活動を含む）を、経済界と連携して積極的に実施する。  
特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。

- 農林中金・信連・全共連は、
  - ・ 単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準（単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること）を早急に示す。
  - ・ 豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。

○ 定期的にヒアリングを実施。

○ 全農が農産物の有利販売等について自己改革を進めることを内容とする「農業競争力強化プログラム」を平成28年11月に決定。全農は平成29年3月に年次計画を公表し、本年3月に本年1月末時点の実績に基づく進捗状況を公表。

○ 農林中金及び信連は、本年3月末までに代理店方式の説明及び手数料水準の提示を全47都道府県域で実施。  
○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂以降現在までの実績は3農協。

○ 農林中金・信連・農協は、農業融資を専門に扱う部署を設置（平成28年6月）する等の取組により、農業融資を実施。

※1 新規融資実行額

	平成27年度	平成28年度（前年度比）
農林中金	281億円	592億円（211%）
信連	665億円	779億円（117%）
農協	1,589億円	2,079億円（131%）
合計	2,535億円	3,450億円（136%）

※2 貸付金残高

	平成27年度末		平成28年度末	
	貸付金残高	うち 農業関連 (割合)	貸付金残高	うち 農業関連 (割合)
農林中金	179,158億円	4,831億円 (2.7%)	119,485億円	10,281億円 (8.6%)
信連	67,719億円	3,663億円 (5.4%)	70,012億円	3,800億円 (5.4%)
農協	222,528億円	12,115億円 (5.4%)	216,836億円	11,668億円 (5.4%)
合計	469,405億円	20,609億円 (4.4%)	406,333億円	25,749億円 (6.3%)

農中はディスクロ誌、信連、農協は農林中金総合研究所公表資料

- 農林中金は、平成28年5月、農業及び食品産業の成長産業化に向けた500億円規模の出融資枠を設定（累計実績54億円、本年2月末現在。うち全農との連携による出資は2件 2.4億円）。
- 全共連は、平成27年度末に、共済事業として地域活性化・農業経営に貢献する取組の強化を図るため「地域・農業活性化積立金」を創設（平成28年度積立額789億円、平成28年度農業関連向け実績5億円）。

- 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安定的に提供する。  
その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。

- 厚生連が地方公共団体等から受けている補助金等は平成28年度で147億円（平成26年度356億円、平成27年度223億円）。  
全33厚生連のうち10厚生連は当期損益が赤字（平成28年度）。

- 中央会は、農協経営が危機的状態に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JAも増加していること、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協

**改正農協法で措置**（旧3章：中央会制度、37条の2：会計監査人の設置）

- 全中は、全国監査機構を外出しし、公認会計士法に基づく「みのり監査法人」を平成29年6月に設立。平成31年度決算から全中監査が廃止され公認会計士監査が義務付けられる予定。
- 全中監査からの円滑な移行を図るため、農水省、金融庁、日本公認会計士協会、全中による4者協議の場を開催。

<p>の意思の集約、農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。</p>	
<p>(2) (1) を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。</p>	
<p>○ 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に（農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで）行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。</p>	<p>改正農協法で措置（73条の2） （実績なし）</p>
<p>○ 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネックとなる場合には、この規制がなく非課税措置を継続できる社会医療法人に転換することを可能とする。</p>	<p>改正農協法で措置（87条） （実績なし）</p>
<p>○ 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。</p>	<p>○ 金融庁と中長期的に検討。 （「与党とりまとめを踏まえた法制度等の骨格」（平成27年2月農林水産業地域の活力創造本部了承）において明記）</p>
<p>○ 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。</p> <p>① 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。</p> <p>② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。</p>	<p>改正農協法で措置（旧3章：中央会制度、37条の2：会計監査人の設置）</p>

<p><b>3 行政における農協の取扱い</b>  農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。</p>	
<p>○ 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う。</p>	<p>○ 平成15年に、補助金の交付について、左の趣旨を徹底。  なお、畜産経営安定法改正により指定生乳生産者団体を経由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも、生産者補給金を交付（平成30年4月施行）。</p>
<p>○ 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。  なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス（申請書記載代行等）は、行政代行とは別ものである。</p>	<p><b>平成15年に措置済</b></p>
<p><b>4 その他</b>  5年間で農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。  政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。</p>	